

平成29年度横浜市新墓園事業費会計予算

平成29年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,725,160千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

平成29年2月14日提出

横浜市 市長 林 文 子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 63,825
	1 使用料	63,712
	2 手数料	113
2 財産収入		450
	1 財産運用収入	450
3 繰入金		34,828
	1 基金繰入金	34,828
4 繰越金		50
	1 繰越金	50
5 諸収入		7
	1 雑収入	7
6 市債		2,626,000
	1 市債	2,626,000
歳 入 合 計		2,725,160

歳 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		77,154 <small>千円</small>
	1 事業費	77,154
2 日野こもれび納骨堂事業費		1,428,000
	1 施設整備費	1,421,128
	2 公債費	6,872
3 舞岡地区新墓園事業費		1,200,006
	1 施設整備費	1,200,006
4 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		2,725,160

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
日野こもれび 納骨堂整備費	千円 1,427,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成29会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
舞岡地区新墓園 整備費	1,199,000	同 上	同 上	同 上
計	2,626,000			